(七)　制度創設段階における森林環境譲与税の譲与の特例

(1)　森林環境譲与税額の特例

平成三一年度から平成四四年度までの各年度における森林環境譲与税額は、次に掲げる額とするとともに、その支弁のために必要がある場合には、交付税及び譲与税配付金特別会計の負担において、借入金をすることができるものとした。(附則第三条及び第一七条関係)

年度	森林環境譲与税額
平成三一年度から平成三三年度までの各年度	二〇〇億円
平成三四年度及び平成三五年度	三〇〇億円
平成三六年度	森林環境税の収入額から借入金等の利子支払額を控除した額
平成三七年度から平成四〇年度までの各年度	森林環境税の収入額から二〇〇億円及び借入金等の利子支払額等を控除した額
平成四一年度から平成四四年度までの各年度	森林環境税の収入額から一〇〇億円及び借入金等の利子支払額等を控除した額

(2)　市町村及び都道府県に対する譲与額の特例

平成三一年度から平成四四年度までの各年度における市町村及び都道府県に対する譲与額は森林環境譲与税額に対して次に掲げる割合とするものとした。(附則第三条関係)

年度	市町村に係る割合	都道府県に係る割合
平成三一年度から平成三六年度までの各年度	五分の四	五分の一
平成三七年度から平成四〇年度までの各年度	二〇分の一七	二〇分の三
平成四一年度から平成四四年度までの各年度	二五分の二二	二五分の三

4　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇**特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律**（法律第四号）（総務省）

1　総則

(一)　趣旨

この法律は、地方税の税源の偏在性の是正に資するための特別法人事業税について、納税義務者、課税標準、税率、申告及び納付等の手続並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるとともに、その収入額に相当する額を特別法人事業譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとした。(第一条関係)

2　特別法人事業税の創設

(一)　総則

(1)　定義

特別法人事業税について、次のとおり用語の定義を定めるものとした。(第二条関係)

イ　基準法人所得割額とは、地方税法の規定（課税免除及び不均一課税、更正に伴う事業税額の控除、法人の事業税の減免等に関する規定を除き、税率については、標準税率によるものとする。ロにおいて同じ。）により計算した所得割額をいう。

ロ　基準法人収入割額とは、地方税法の規定により計算した収入割額をいう。

ハ　特別法人事業税に係る徴収金とは、特別法人事業税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。

(2)　納税義務者

法人は、特別法人事業税を納める義務があるものとした。(第四条関係)

(3)　課税の対象

法人の基準法人所得割額及び基準法人収入割額には、国が特別法人事業税を課するものとした。(第五条関係)

(二)　課税標準

特別法人事業税の課税標準は、基準法人所得割額又は基準法人収入割額とした。(第六条関係)

(三)　税額の計算

特別法人事業税の額は、次に掲げる法人の区分に応じ、次に定める金額とした。(第七条関係)

イ　付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人の事業税を課される法人　基準法人所得割額に一〇〇分の二六〇の税率を乗じて得た金額

ロ　所得割額により法人の事業税を課される特別法人　基準法人所得割額に一〇〇分の三四・五の税率を乗じて得た金額

ハ　所得割額により法人の事業税を課される法人（イに掲げる法人及び特別法人を除く。）　基準法人所得割額に一〇〇分の三七の税率を乗じて得た金額

ニ　収入割額により法人の事業税を課される法人　基準法人収入割額に一〇〇分の三〇の税率を乗じて得た金額

(四)　申告及び納付等

(1)　賦課徴収

特別法人事業税の賦課徴収は、都道府県が、当該都道府県の法人の事業税の賦課徴収の例により、当該都道府県の法人の事業税の賦課徴収と併せて行うものとした。(第八条関係)

(2)　申告等

イ　特別法人事業税の申告は、当該都道府県の法人の事業税の申告の例により、当該都道府県の法人の事業税の申告と併せて、当該都道府県の知事に申告書を提出しなければならないものとした。(第九条関係)

ロ　特別法人事業税の納税義務者は、特別法人事業税に係る徴収金を当該都道府県の法人の事業税に係る地方団体の徴収金の納付の例により、当該都道府県の法人の事業税に係る地方団体の徴収金の納付と併せて当該都道府県に納付しなければならないものとした。(第一〇条関係)

ハ　都道府県は、特別法人事業税に係る徴収金の納付があった場合には、当該納付があった月の翌々月の末日までに、特別法人事業税に係る徴収金として納付された額を国に払い込むものとした。(第一〇条関係)

(3)　還付

都道府県は、地方税法の規定により法人の事業税の所得割又は収入割の全部又は一部に相当する金額を還付する場合には、当該都道府県の法人の事業税の還付の例により、当該法人の事業税の所得割又は収入割と併せて納付された特別法人事業税の全部又は一部に相当する金額を還付しなければならないものとした。(第一一条関係)

(4)　賦課徴収又は申告納付に関する報告等

イ　都道府県知事は、総務大臣に対し、特別法人事業税の申告の件数、特別法人事業税額、特別法人事業税に係る滞納の状況その他必要な事項を報告するものとした。(第一八条関係)

ロ　総務大臣は、必要があると認める場合には、都道府県知事に対し、当該都道府県に係る特別法人事業税の賦課徴収又は申告納付に関する事項の報告を求めることができるものとした。(第一八条関係)